

匝瑳市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

匝瑳市議会議員政治倫理条例（令和元年匝瑳市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「農業協同組合理事」を「農業協同組合理事長」に、「土地改良区理事」を「土地改良区理事長」に改め、同条第3項第2号中「団体及び」を「団体又は」に、「委員会及び」を「委員会若しくは」に、「委員の」を「長への」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。